多摩市公契約制度についての手引

資料編

令和6年1月 多 摩 市

【資料編】公契約条例対象案件の流れ	2
【資料編】公契約条例 労務台帳の作成方法	3
公契約条例対象 労務台帳例(基本情報入力)	4
公契約条例対象 労務台帳例(工事又は製造の請負契約)	5
公契約条例対象 労務台帳入力必須項目(工事又は製造の請負契約)	6
公契約条例対象 労務台帳入力必須項目(業務委託·指定管理)	8
公契約条例対象 労務台帳記載上の注意	9
公契約対象工事(委託)に従事した作業の按分方法	11
公契約対象工事(委託)に従事した基準額の算出方法等	12
【資料編】労働者等への周知例	14
【資料編】公契約周知ポスター	16
【資料編】申し出書例	18
(工事又は製造の請負契約)	18
(業務委託・指定管理)	19
【資料編】条例規則等	20
多摩市公契約条例	20
多摩市公契約条例施行規則	26
公契約約款(工事)	32
公契約約款(委託)	34
公契約約款(指定管理)	36
多摩市指名業者指名停止基準	38

	対 象 者	内容	備考
1)	多摩市	【公契約対象案件の発注】 ・条件付一般競争入札の公告 ・指名通知書の通知 ・見積依頼書の通知	公契約対象案件であることを明示
2	入札・見積参加 者	・上記公告の確認・上記通知書、依頼書の受領条件付一般競争入札の申込	公契約対象案件であることを確 認
3	多摩市	条件付一般競争入札の参加資格確認	
4	入札・見積参加 者	見積・積算 → 入札	
5	多摩市	落札者決定 契約書作成依頼	公契約用約款の添付
6	落札者	契約書作成	
7	多摩市	契約書内容確認 → 契約書の受渡	公契約対象案件の説明
8	受注者	契約書受領 → 業務の履行 労働者等への周知 作業場等に掲示又は書面の交付 1 この条例が適用される労働者の 2 労務報酬下限額 3 賃金の支払いについて受注者に 4 労働基準法に規定する所定労働 5 申し出をする場合の連絡先 6 受注者(元請)、受注関係者() 契約課の住所、電話番号 7 労働者等が申し出をしたことで 除その他不利益な取り扱いをさ	連帯責任があること 時間及び休日 雇用主)及び市役所総務部総務 を理由として解雇、請負契約の解
9	労働者等	申し出	文書により行うこと
10	受注者	報告	
11)	多摩市	立入検査	労働者等から申し出があった場合、必要があると認める場合等 条例の規定に違反している場合
12		是正報告	是正命令を命じられた場合
	文/4.17	公契約等の解除	是正命令に従わない場合等
		公表	公契約等の解除をした場合
13	多摩市	損害賠償又は違約金の請求	公契約等の解除により損害が生 じた場合又は受注者が条例に違 反した場合

【資料編】公契約条例 労務台帳の作成方法

多摩市公式ホームページより、労務台帳 EXCEL をダウンロードすること。

<市政情報・職員採用 > 事業者向け情報・契約情報 > 契約・入札 > 公契約関係 > 公契約制度> https://www.city.tama.lg.jp/shisei/jigyosha/keiyaku/koukeiyaku/1005547.html 労務台帳 EXCEL は「工事用」「委託・指定管理用」の2種類あるので注意すること。

- * 労務台帳は、労務報酬の支払われるべき日(給料日等)ごとに作成し、作成した台帳は作業場、会社又は事務所等の労働者が確認できる適正な場所に備えておくこと。(対象労働者が雇用する事業主によって労務報酬の支払われるべき日が異なる場合は、事業主ごとに台帳を作成する。なお、下請業者、派遣事業者に雇用される対象労働者の台帳についても、受注者の責任において作成すること。)
- *労務台帳の提出時期は、契約期間内に計3回とする。(労務台帳 EXCEL の基本情報入力票の履行期限等を入力することにより各月台帳に自動計算し、表示される。)
- * 労務台帳は、毎月労務報酬の支払われるべき日が過ぎた後に速やかに作成すること。
- * 労務台帳の作成単位は、受注者、受注関係者を合算したもの又は事業者ごとに分けて作成したもののどちらでもよい。

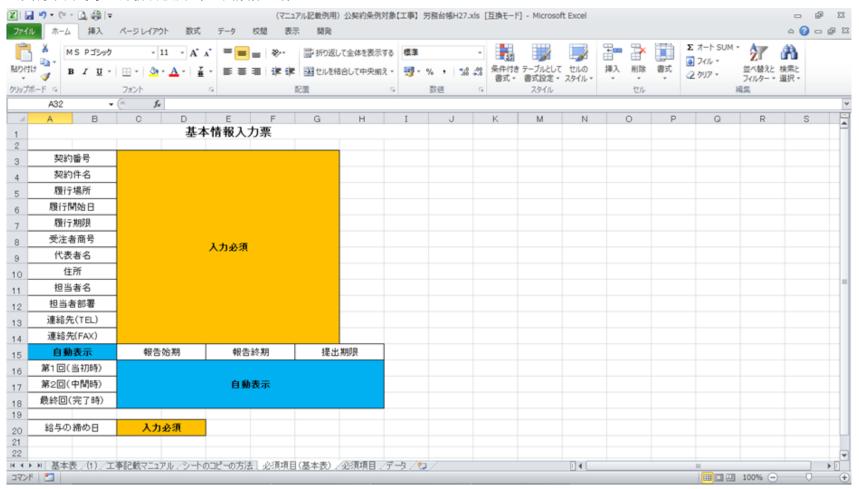
【基本情報入力票】

No	入力項目	備考	要件
1	必要事項を入力	入力された事項は、4月から3月までの労務 台帳に自動記入	必須

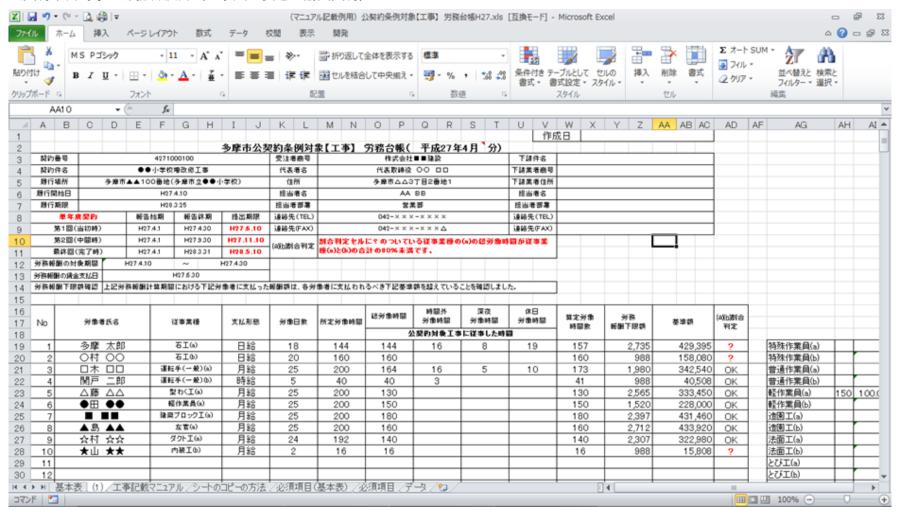
【台 帳】

No	入力項目	備考	要件
1	労働者氏名の入力	契約月のシートに入力のこと	必須
2	従事業種の入力	セルをクリックすると業種が表示されるのでその中から選択。委託の場合は適時入力。 エ事の(a)(b)の区分は本手引「6 労務報酬 下限額」を参照	必須
3	支払形態を入力	セルをクリックすると月給、日給、時給の3 種類が表示されるのでその中から選択	必須
4	労働日数を入力	数字入力	必須
5	所定労働時間	数字入力	必須
6	総労働時間を入力	公契約対象業務に従事した総労働時間を数字 入力	必須
7	時間外労働時間を入力	公契約対象業務に従事した時間外労働時間を 数字入力	該当ある 場合のみ
8	深夜労働時間を入力	公契約対象業務に従事した深夜労働時間を数 字入力	該当ある 場合のみ
9	休日労働時間を入力	公契約対象業務に従事した休日労働時間を数 字入力	該当ある 場合のみ
10	確認	上記入力完了すると賃金台帳に赤字で「割合判定セルに?のついている従事業種の(a)の総労働時間が従事業種(a)と(b)の合計の80%未満です。」と表示されていないか確認のこと。表示が出ている場合は、従事業種の(a)、(b)の区分に誤りがないか確認し、修正のこと。表示されたままでは提出不可。	エ 事 の み必須
11	下請がある場合業者名 等を入力	下請件名から連絡先まで全て入力	該当ある 場合のみ

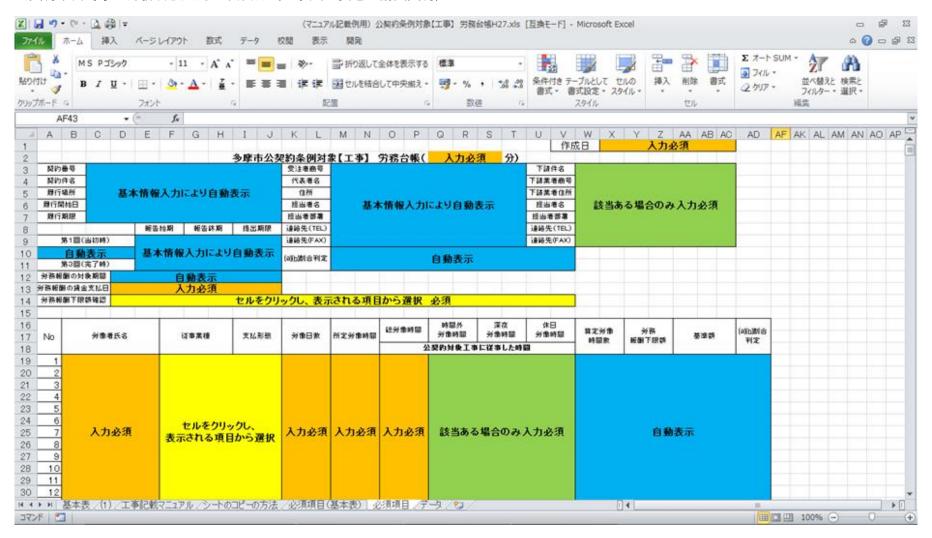
公契約条例対象 労務台帳例(基本情報入力)

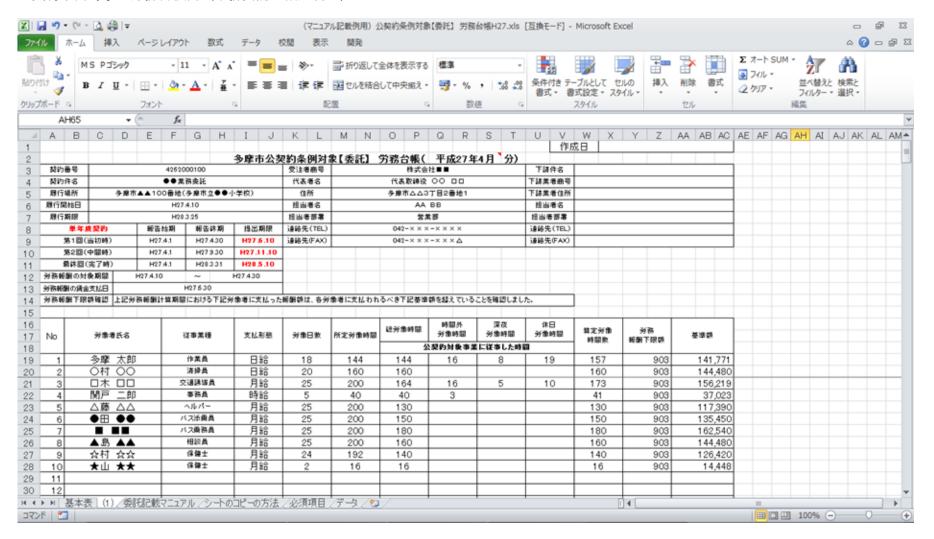


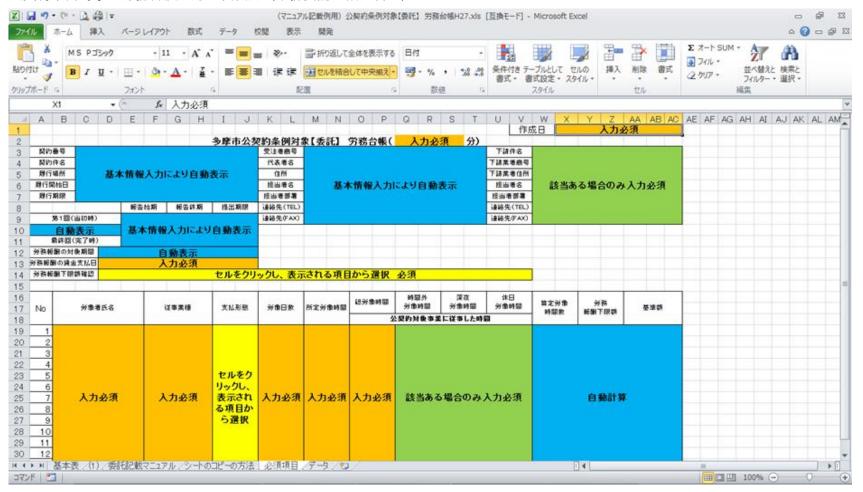
公契約条例対象 労務台帳例(工事又は製造の請負契約)



公契約条例対象 労務台帳入力必須項目(工事又は製造の請負契約)



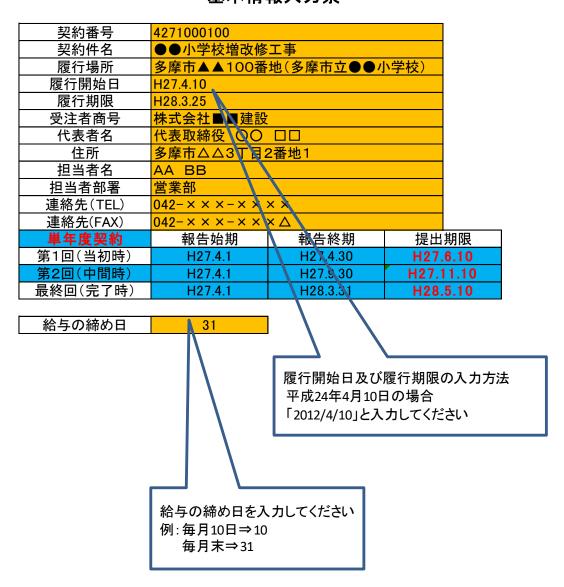




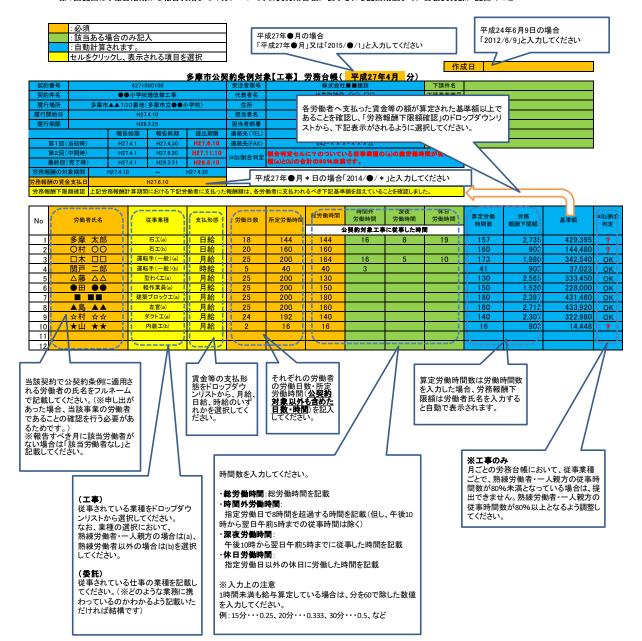
*基本情報入力票に入力をしてください。

: 必須 : 自動計算されます

基本情報入力票



- *本公契約用台帳は契約月から履行期限まで毎月配入すること。 *第1回提出は、報告始期から報告終期までの分について、公契約用台帳に表示される提出期限までに総務契約課に提出のこと *第2回以後提出は、報告始期から報告終期までの分について、公契約用台帳に表示される提出期限までに総務契約課に提出のこと *第3回提出は、報告始期から報告終期までの分について、公契約用台帳に表示される提出期限までに総務契約課に提出のこと



公契約対象工事(委託)に従事した作業の按分方法について

1人の労働者が1つの工事(委託)だけでなく、複数の工事(委託)に従事していた場合、 従事した作業に応じて個別に支払われる手当を除いて、支払われた賃金を所定労働時間 内における労働時間に応じて按分し算定します。

内における労働時間に応じて按分し算定します。
例 ●●工事・・・公契約対象工事
▲▲工事・・・その他の工事 月払いの場合
【労働時間】平成24年4月分の場合
総 労 働 時 間:200時間・・・・・・・・・・・・・・・
内時間外労働時間: 10時間・・・・・・・・・・・・・・・
●●工事 総 労 働 時 間:150時間・・・・・・・・・ ⓒ
内時間外労働時間: 6時間・・・・・・・ ①
▲▲工事 総 労 働 時 間: 50時間・・・・・・・・・ €
内時間外労働時間: 4時間・・・・・・・・・
④の時間数は、労務報酬期間において、対象労働者が従事した総労働時間における
実際の労働時間で、公契約対象工事に従事した時間以外(上記例の場合▲▲工事の
5 0 時間)を含む(時間外を除く)。ただし、通常の労働時間に賃金が支払われる
休暇を取得した場合は、その休暇に対応する労働時間を含む。
【支払われた賃金】平成24年4月分の場合
基 本 給:400,000円・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
賞 与:300,000円(前年12月支給(6ヶ月))・・H
時間外割増賃金: 30,000円(●●工事分18,000円)・・①
時間外割増賃金: 30,000円(●●工事分18,000円)・・① 家族手当: 20,000円・・・・・・・・・・・・・・・
時間外割増賃金: 30,000円(●●工事分18,000円)・・①
時間外割増賃金: 30,000円(●●工事分18,000円)・・① 家族 手 当: 20,000円・・・・・・・・・・・・・・・・ ① 資格 手 当: 40,000円(●●工事分30,000円)・・⑥
時間外割増賃金: 30,000円(●●工事分18,000円)・・① 家族 手 当: 20,000円・・・・・・・・・・・・・・・・ ④ 資格 手 当: 40,000円(●●工事分30,000円)・・⑥ (⑤+円÷6+①) × (⑥/④) +①+⑥
時間外割増賃金: 30,000円(●●工事分18,000円)・・① 家族 手 当: 20,000円・・・・・・・・・・・・・・・・ ③ 資格 手 当: 40,000円(●●工事分30,000円)・・⑥ (⑤+円÷6+①) × (⑥/④) +①+⑥ = (400,000+300,000÷6+20,000) × (150÷200) +18,000+30,000
時間外割増賃金: 30,000円(●●工事分18,000円)・・① 家族 手 当: 20,000円・・・・・・・・・・・・・・・・ ④ 資格 手 当: 40,000円(●●工事分30,000円)・・⑥ (⑤+円÷6+①) × (⑥/④) +①+⑥
時間外割増賃金: 30,000円(●●工事分18,000円)・・① 家族 手 当: 20,000円・・・・・・・・・・・・・・・・ ③ 資格 手 当: 40,000円(●●工事分30,000円)・・⑥ (⑤+円÷6+①) × (⑥/④) +①+⑥ = (400,000+300,000÷6+20,000) × (150÷200) +18,000+30,000

(F)×(E)=158×1902=300, 516円・・

公契約対象工事(委託)に従事した基準額の算出方法について① 1人の労働者が公契約対象工事(委託)に従事した基準額は、総労働時間、時間外労働時間、 休日労働時間、深夜労働時間を公契約対象工事(委託)労務台帳に入力すると下記の計算方 法により自動計算します。 例 ●●工事・・・公契約対象工事 総 労 働 時 間:150時間・・・・・・・A 内休日労働時間: 7時間・・・・・・・・・・・・・・・・ 8時間・・・・・・・・・・・・・・ ① 内深夜労働時間: 労務報酬下限額: 1, 902円······E $(A) \times 100\% + (B) \times 25\% + (C) \times 35\% + (D) \times 25\%$ $=150 \times 100\% + 16 \times 25\% + 7 \times 35\% + 8 \times 25\%$ =158.45小数点以下を四捨五入すると 158時間・・・・・・・ F ⑤を労働時間として算定

公契約対象工事(委託)に従事した労務報酬の算出方法について① 労務台帳には、労務報酬を記載する必要はございませんが、各労働者の報酬支払いが公契約 条例の規定を満たしているがどうかは確認する必要があります。 例 平成24年4月の場合 総労働時間: 200時間(公契約対象工事及びその他の工事の総労働時間) ●●工事・・・公契約対象工事 総 労 働 時 間:150時間・・・・・・・・・・ (I) 内時間外労働時間: 16時間・・・・・・・・・・・・・・・・ ① 内深夜労働時間: 8時間・・・・・・・・・・・・・・・ 支払われた賞与:300,000円(前年12月支給(6ヶ月))・・(N) Mは、JKLの割増賃金も含めた金額 4月算定報酬: 450, 000円・・・・・・・・・・・ \bigcirc (\$\pm\$ (\mathbf{M}+\mathbf{N}\display=6=400,000+300,000\display=6=450,000 $\bigcirc \times (\boxed{1} \div \boxed{H}) = 450,000 \times (150 \div 200)$ Pが労務報酬 G (基準額) とP (労務報酬) を比較 300、516円<337、500円のため、 この労働者の労務報酬の支払いは、公契約条例の規定を満たしている。

公契約対象工事(委託)に従事した基準額の算出方法について②

1人の労働者が1つの工事(委託)だけでなく、複数の業種に従事していた場合、熟錬者及び熟練者以外のそれぞれの総労働時間、時間外労働時間、休日労働時間、深夜労働時間を公契約対象工事(委託)労務台帳に入力すると下記の計算方法により自動計算します。

を公契約対象工事(委託)労務台帳に人力すると下記の計算方法により目動計算します。
例 ●●工事・・・公契約対象工事
普通作業員:熟錬者として従事
電 工:熟錬者以外として従事 時給払いの場合
総 労 働 時 間:200時間・・・・・・・・・・・・・A
内時間外労働時間: 10時間・・・・・・・・・・・・・・・
普通作業員 総 労 働 時 間:150時間・・・・・・・・・・
内時間外労働時間: 6時間・・・・・・・・
労務報酬下限額:1,530円······E
電 工総労働時間: 50時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内時間外労働時間: 4時間・・・・・・・・・・・
労務報酬下限額: 903円・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
©×100%+0×25%
$=150 \times 100\% + 6 \times 25\% = 151.5$
小数点以下を四捨五入すると 152時間・・・・・・・・ ①
①を労働時間として算定
①×⑤=152×1530= <u>232,560円</u> ・・・・・・・・
$\hat{F} \times 100\% + \hat{G} \times 25\%$
$=50 \times 100\% + 4 \times 25\% = 51$
小数点以下を四捨五入すると 51時間・・・・・・・・ 🖟
・

公契約対象工事(委託)に従事した労務報酬の算出方法について②

労務台帳には、労務報酬を記載する必要はございませんが、各労働者の報酬支払いが公契 約条例の規定を満たしているがどうかは確認する必要があります。

例 上記の例で支払われた報酬が320,000円であった場合・・・・・・ (M)

① (基準額) と (例 (労務報酬) を比較

232, 560円<240, 000円

○ (基準額) と◎ (労務報酬) を比較46.053円80.000円

この労働者の労務報酬の支払いは熟錬者分及び熟錬者以外のいずれも、公契約条例

の 規定を満たしている。

多摩市公契約条例に定める適用範囲に該当する工事のお知らせ

件 名	〇〇〇〇工事
契約番号	第4241000△△△号
履行場所	多摩市関戸□丁目○番地△号
履行期限	平成25年3月31日

多摩市と受注者との契約で次のことが規定されています。

◎多摩市公契約条例の対象労働者等について

多摩市公契約条例の対象労働者等

正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者、派遣労働者の方など、国籍や雇用主を問わず、原則として日本国内においてこの工事の作業に従事する労働者の方

多摩市公契約条例の対象とならない労働者等

同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人

労働者ではない者 (ボランティア、会社役員等)

最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者(ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る)

公契約に従事した時間が30分未満の者

◎この工事に従事する労働者等は、多摩市長が定める1時間当たりの賃金(労務報酬下限額といいます。)から算出する基準額以上の労務報酬を受け取ることができます。

労務報酬下限額(1時間当たり)

別表のとおり

- ◎受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が上記労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者は当該受注関係者と連帯して支払う義務を負います。
- ◎法定の労働時間、休憩、休日
 - ・使用者は、原則として、1日に8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはいけません。
 - ・使用者は労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上 の休憩をあたえなければなりません。
 - 使用者は、少なくとも毎週1日か、4週間を通じて4日以上の休日をあたえなければなりません。
 - 時間外労働協定等がある場合はそれに従わなければなりません。
- ◎この条例の対象となる労働者等は、基準額以上の労務報酬を受け取っていない場合は、その 旨を受注者、受注関係者又は多摩市に申し出ることができます。申し出は必ず文書で行って ください。

	申し出先	申し出書送付先	連絡先
受注者	〇〇株式会社 代表取締役 △△ △△	〒206-0000 多摩市口口3丁目〇〇番〇〇号	042-000-0000
受注関係者	□□有限会社 代表取締役 ○○ ○○	〒206-0000 多摩市口口5丁目〇〇番〇〇号	042-000-0000
発注者	多摩市 総務部 総務契約課	〒206-8666 多摩市関戸6丁目12番1号	042-338-6808

◎上記の申し出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いは受けません。

多摩市公契約条例に定める適用範囲に該当する業務のお知らせ

件 名 〇〇〇〇業務委託	
契約番号	第4242000△△△号
履行場所	多摩市関戸□丁目○番地△号
履行期限	平成25年3月31日

多摩市と受注者との契約で次のことが規定されております。

◎多摩市公契約条例の対象労働者等について

多摩市公契約条例の対象労働者等

正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者、派遣労働者の方など、国籍や雇用主を問わず、原則として日本国内においてこの業務の作業に従事する労働者の方

多摩市公契約条例の対象とならない労働者等

満60歳以上の者

同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人

労働者ではない者 (ボランティア、会社役員等)

最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者 (ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る)

公契約に従事した時間が30分未満の者

◎この業務に従事する労働者等は、多摩市長が定める1時間当たりの賃金(労務報酬下限額といいます。)から算出する基準額以上の労務報酬を受け取ることができます。

労務報酬下限額(1時間当たり)

903円

- ◎受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が上記労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者は当該受注関係者と連帯して支払う義務を負います。
- ◎法定の労働時間、休憩、休日
 - ・使用者は、原則として、1日に8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはいけません。
 - ・使用者は労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上 の休憩をあたえなければなりません。
 - ・使用者は、少なくとも毎週1日か、4週間を通じて4日以上の休日をあたえなければなりません。
 - 時間外労働協定等がある場合はそれに従わなければなりません。
- ◎この条例の対象となる労働者等は、基準額以上の労務報酬を受け取っていない場合は、その旨を受注者、受注関係者又は多摩市に申し出ることができます。申し出は必ず文書で行ってください。

	申し出先	申し出書送付先	連絡先
受注者	〇〇株式会社 代表取締役 △△ △△	〒206-0000 多摩市口口3丁目〇〇番〇〇号	042-000-0000
受注関係者	□□有限会社 代表取締役 ○○ ○○	〒206-0000 多摩市口口5丁目〇〇番〇〇号	042-000-0000
発注者	多摩市 総務部 総務契約課	〒206-8666 多摩市関戸6丁目12番1号	042-338-6808

◎上記の申し出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いは受けません。

あなたの仕事には、

⚠自分の賃金が労務報酬下限額以上か確認してください。

了公契約第

※最新年度のチラシは ホームページをご確認ください。 が適用されています。

| 公契約条例とは?

市が発注する公共工事、委託などに従事する 「労働者の賃金や労働条件等の確保」を契約事 項に加えた契約のことで、労働者の生活の安定 を図り、「公共工事及び公共サービスの質を向 上し、地域経済や地域社会を活性化する」こと

を目指しています。 また、経営者にとっても、公正な競争機会の 確保が図れるメリットがあります。



【どんな契約が対象?】

- ●工事請負契約(予定価格5,000万円以上)
- ●業務委託契約(予定価格1000万円以上で一定の業種・種目のもの)
- ●公の施設の指定管理(市内37か所の施設)
- ●そのほかに市長が特に必要と認めるもの

【適正な賃金や労働条件ってどんな肉容?】

受注者はもちろん、下請業者に雇用されている労働者、 派遣労働者、いわゆる一人親方まで適用となります。







労務報酬下限額(賃金の下限額)が決まっています

●工事の場合…

熟練労働者は、**東京都の職種ごと** に国が定める単価の90%以上、熟練 でない労働者も、**時給1,135円以上** の賃金を確保することになって います。そして、熟練労働は職種 ごとに80%以上を確保しなくては いけません。

※裏面に「労務報酬下限額一覧表」掲載

● 業務委託契約、指定管理者の場合… 職種ごとに設定した時給単価以上の 賃金を支払わなければいけません。 ※60歳以上の方は対象外

たとえば特殊作業員の場合





【公契約対象案件の受注者の義務は?】

労働者に支払った賃金が市が定める労務報酬下限額を下 回ったときは、その差額分を労働者に支払わなければいけま せん。

また、継続性のある業務委託や指定管理では、入札等で受注者が変更になった場合でも、継続雇用希望者については特段の事情がない限り雇用に努めなければいけません。 ほかにも、労務台帳の整備等や、立ち入り検査や報告など、

立ち入り検査や報告など、 関係者への調査に協力しなくてはいけません。



条例に違反した場合は?

この条例に違反しているとわかったときは、市は是正 するために必要な措置を講ずることを命じます。

受注者や受注関係者が市の命令に従わなかったり、報 告をしなかったり、虚偽の報告をしたとき等は、当該契 約を解除し、公表します。併せて、市は受注者に対して 損害賠償または違約金の支払いを命じます。

また、労務報酬下限額等の諮問、条例施行状況検証等 のため労使代表が参加した公契約審議会を設置し、審議 します。

問合せ 多摩市役所総務部総務契約課 ☎ 042-338-6808 / FAX 042-339-1490 🔔 あなたの仕事には公契約条例が適用されています。

を受け取っているか確認してください。

労務報酬下限額未満の場合は、申し出ることができます。

再し出先 ※①~③に申し出が出来ます。

申し出のご相談は①にお問合せください。

①発注者

多摩市役所 総務部総務契約課

住所 〒206-8666 東京都多摩市関戸 6 - 1 2 - 1

電話 2042-338-6808 / FAX 042-339-1490

②受注者(元請業者)

※多摩市と公契約を締結する者

③受注関係者(下請負者等)

※ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。)

の規定により受注者又は下請負者へ労働者を派遣する者

申し出をしたことを理由として、 解雇、請負契約の解除その他 不利益な取り扱いを受けること はありません。

※最新年度のチラシは ホームページをご確認ください。

※公契約対象案件については多摩市公式ホームページで確認できます。 多摩市公式ホームページ「市政情報・職員採用」⇒「事業者向け情報・契約情報」⇒「契約・入札」⇒「公契約関係」⇒「公契約制度」

◎令和5年度労務報酬下限額一覧表(工事:熟練労働者)

単位:円/時間

職種	下限額
特殊作業員	2, 892
普通作業員	2, 510
軽作業員	1, 755
造園工	2, 475
法面工	3, 162
とびエ	3, 140
石工	3, 072
ブロック工	2, 847
電工	3, 005
鉄筋工	3, 162
鉄骨工	2, 892
塗装工	3, 410
溶接工	3, 522
運転手 (特殊)	2, 847
運転手 (一般)	2, 375
潜かん工	3, 500
潜かん世話役	4, 152

堰 埋	下胶银
さく岩工	3, 522
トンネル特殊工	3, 375
トンネル作業員	2, 847
トンネル世話役	3, 803
橋りょう特殊工	3, 420
橋りょう塗装工	3, 510
橋りょう世話役	4, 017
土木一般世話役	2, 982
高級船員	3, 432
普通船員	2, 723
潜水士	4, 770
潜水連絡員	3, 410
潜水送気員	3, 320
山林砂防工	3, 027
軌道工	5, 445
型わく工	2, 993
大工	2, 880

	- 四・11/ 时间
職種	下限額
左官	3, 162
配管工	2, 712
はつり工	2, 880
防水工	3, 410
板金工	3, 275
タイル工	* * * *
サッシエ	3, 005
内装工	3, 150
ガラス工	2, 970
建具工	* * * *
ダクトエ	2, 678
保温工	2, 600
建築ブロック工	* * * *
設備機械工	2, 622
交通誘導警備員A	1, 845
交通誘導警備員B	1, 598
熟練労働者以外	1,135

○令和5年度労務報酬下限額(委託・指定管理)※60歳以上の方は対象外

職 種 下限額 公園管理業務 1,109 施設の樹木管理業務 法面維持管理業務 街路樹の維持管理業務 (街路樹等の補助作業員 1,113 を除く)

(女化"旧龙百年/	次60成以工0
職種	下限額
下水道管渠清掃等業務 (補助作業員を除く) (下水道管渠内における 清掃業務及びこれに伴う 準備・片付け業務)	1,359
可燃物等収集運搬業務	1,114

1017120171	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
職種	下限額
学校給食センター調理等業 務	1,121
学校給食配送業務委託	1,121
学校給食配膳業務委託	1,109
左記以外の業務·指定管 理協定	1,109

単位: 円/時間

◎労働基準法に規定する所定労働時間及び休日

- ・使用者は、原則として、1日に8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはいけません。
- ・使用者は、労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩をあたえなければなりません。
- ・使用者は、少なくとも毎週1日か、4週間を通じて4日以上の休日をあたえなければなりません。
- ・時間外労働協定等がある場合はそれに従わなければなりません。

発行・制作:多摩市総務部総務契約課

【資料編】申し出書例

(工事又は製造の請負契約)

令和 年 月 日

殿

住所

氏名 即

申し出書

下記公契約対象案件に従事している労働者ですが、多摩市公契約条例に規定されている 労務報酬下限額から算出する基準額以上の労務報酬を受け取っていないため、申し出を する。

記

件 名	
契約番号	
履行場所	
履行期限	

			令和	年	月	日
多摩市長	殿					
		住所				
		氏名				(F)

申し出書

下記公契約対象案件に従事している労働者ですが、多摩市公契約条例に規定されている 労務報酬下限額から算出する基準額以上の労務報酬を受け取っていないため、申し出を する。

記

件 名	
契約番号	
履行場所	
履行期限	

【資料編】条例規則等

多摩市公契約条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 労働者等の賃金等(第6条・第7条)
- 第3章 公契約等の規定事項(第8条)
- 第4章 多摩市公契約審議会(第9条-第12条)
- 第5章 雑則(第13条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、多摩市(以下「市」という。)が締結する請負契約に基づく業務及 び市が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適 正な労働条件等を確保し、もって労働者等の生活の安定を図り、公共工事及び公共サー ビスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目 的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 公契約等 市が締結する工事、製造その他の請負契約及び多摩市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年多摩市条例第31号)第7条の規定により締結する協定(以下「指定管理協定」という。)をいう。
 - (2) 受注者 市と公契約等を締結する者をいう。
 - (3) 下請負者 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他の市 以外の者から公契約等に係る業務の一部について請け負う者をいう。
 - (4) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請負者

- イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)の規定により受注者又は下 請負者へ労働者を派遣する者
- (5) 労働者等 次に掲げる者 (第5条第2号及び第3号に規定する公契約等に係る業務 にあっては、満60歳以上の者を除く。)をいう。
 - ア 受注者又は下請負者(同居の親族のみを使用する者を除く。)に雇用され、公契 約等に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定す る労働者(家事使用人を除く。)
 - イ 労働者派遣法の規定により公契約等に係る業務に派遣される者
 - ウ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約等に係る業務に従事する者

- (6) 賃金等 公契約等に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。
 - ア 前号ア又はイに該当する者がその雇用する者から得る賃金
 - イ 前号ウに該当する者が当該請負契約により得る収入

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、公契約等に関する施策を総合的に策定し 、実施する責務を有する。

(受注者の責務)

- 第4条 受注者は、公契約等を締結した責任を自覚して、誠実に職務を遂行する責務を有し、その業務に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。
- 2 受注者は、男女平等・男女共同参画を推進することにより、労働者の仕事と生活の調 和の実現に努めなければならない。

(適用範囲)

- 第5条 この条例は、次に掲げる公契約等に適用する。
 - (1) 予定価格が5千万円以上の工事又は製造の請負契約
 - (2) 予定価格が1千万円以上の工事及び製造以外の請負契約のうち、多摩市長(以下「市長」という。)が別に定めるもの
 - (3) 指定管理協定のうち、市長又は多摩市教育委員会(以下「市長等」という。)が必要であると認めたもの
 - (4) 前3号に定めるもののほか、適正な賃金等の水準を確保するため、市長が特に必要であると認めるもの

第2章 労働者等の賃金等

(労働者等の賃金等)

- 第6条 市長等は、公契約等において、受注者及び受注関係者が、労働者等(最低賃金法 (昭和34年法律第137号)第7条に規定する者を除く。)に対し、市長が定める額 (以下「労務報酬下限額」という。)以上の賃金等を支払わなければならないことを定 めるものとする。
- 2 労務報酬下限額には、工事又は製造以外の請負契約における最低賃金法第4条第3項 各号に掲げる賃金は算入しない。
- 3 賃金等が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている者の 労務報酬下限額は、最低賃金法施行規則(昭和34年労働省令第16号)第2条の規定 を準用する。

(労務報酬下限額)

- 第7条 市長は、労務報酬下限額を定めるときは、次の各号に掲げる労働者等に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案するものとする。
 - (1) 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する労働者等のうち、市長が多摩市公契 約審議会の意見を聴いた上で定める割合の人数の者 農林水産省及び国土交通省が公 共工事の積算に用いるため、毎年度決定する公共工事設計労務単価(基準額)
 - (2) 前号以外の労働者等 業務の種類及び内容に応じて、当該業務の標準的な賃金と認められる額(市長が別に定める期日までの間においては、生活保護水準(生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準に

おいて市に適用される額)を下回らない額)

- 2 市長は、労務報酬下限額を定めようとするときは、多摩市公契約審議会の意見を聴か なければならない。
- 3 市長は、労務報酬下限額を定めたときは、これを告示する。

第3章 公契約等の規定事項

第8条 請負契約にあっては市長及び受注者が相互に対等平等な関係にあることを、指定管理協定にあっては市長等及び受注者が共同して公の施設の管理の責任を負うことを前提として、両者が協力、共同して第1条の目的を実現し、第3条及び第4条に規定するそれぞれの責務を果たすため、第6条第1項に規定するもののほか、公契約等において別表に規定する事項を定めるものとする。

第4章 多摩市公契約審議会

(多摩市公契約審議会の設置)

- 第9条 第7条第1項第1号及び第2項に定めるもののほか、この条例に係る重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、多摩市公契約審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長が別に定める期日までの間、この条例の施行状況について検証を行い 、その結果に基づき必要があるときは、市長に提言することができる。

(構成)

- 第10条 審議会は、委員5人以内をもって構成する。
- 2 委員は、事業者、労働者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員 を置くことができる。
- 4 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、 市長が委嘱する。

(任期)

- 第11条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 臨時委員の任期は、委嘱の日から市長が必要と認める期間とする。

(組織・運営)

第12条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雜則

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、第3条から第8条までの規定は、平成24年4月1日以後に締結する公契約等について適用する。

別表(第8条関係)

表(第8条関係)	
1 公契約等に係る労	受注者は、第2条第5号ア又はイに該当する労働者の労
働条件	働条件に関して、次に掲げる法令等を遵守しなければなら
	ないこと。
	(1) 労働基準法
	(2) 労働組合法(昭和24年法律第174号)
	(3) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
	(4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に
	関する法律(昭和47年法律第113号)
	(5) 労働契約法(平成19年法律第128号)
	(6) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成
	5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者にあっ
	ては、同法第5条第1項に規定する短時間労働者対策基本
	方針
2 公契約等に係る請	受注者は、第2条第5号ウに該当する者と請負契約を締
負条件	結するに当たっては、前項各号に掲げる関係法令の趣旨を
	尊重した契約条件としなければならないこと。
3 継続雇用	受注者は、継続性のある業務に関する公契約等を締結す
	る場合は、当該業務に従事する労働者の雇用の安定並びに
	当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契
	約等の締結前から当該業務に従事していた労働者のうち希
	望する者を、特段の事情がない限り雇用するように努める
	こと。
4 受注者の連帯責任	受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労
	務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等につ
	いて、受注者は当該受注関係者と連帯して支払う義務を負
	うこと。
5 台帳の整備等	受注者は、労働者等の氏名、従事する職種、従事した時
	間、賃金等を支払われるべき日その他規則等で定める事項
	を記載した台帳を作成し、作業所等に備え、その記載事項
	について、市長等が指定する期日までに市長等に報告しな
	ければならないこと。
6 労働者等への周知	受注者は、次に掲げる事項を、作業所等の労働者等が見
	やすい場所に掲示し、又は書面を交付すること。
	(1) この条例が適用される労働者等の範囲
	(2)
	(3) 賃金の支払いについて受注者に連帯責任があること。
	(4) 労働基準法に規定する所定労働時間及び休日
	(5) 次項の申し出をする場合の連絡先
	(6) 次項の申し出をしたことを理由として、解雇、請負契
	約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと。

7 労働者等の申し出	労働者等(労働者等であった者を含む。第9項及び第1
	0項において同じ。)は、受注者又は受注関係者が当該労働
	者等に対して負う義務を履行していないと認められるとき
	は、市長等又は受注者若しくは受注関係者に申し出ること
	ができること。
8 不利益取扱いの禁	受注者及び受注関係者は、前項の申し出をしたことを理
止	由として、その労働者等に対し、解雇、請負契約の解除そ
	の他の不利益な取り扱いをしてはならないこと。
9 受注者に対する報	市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注
告及び立入検査	者に対して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業
	所に立ち入り、労働者等の労働条件若しくは契約条件がわ
	かる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問
	させることができること。
	(1) 労働者等から第7項の申し出があった場合
	(2) この条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要が
	あると認める場合
10 受注関係者に対	受注者は、受注者と受注関係者との間の契約において、
する報告及び立入検	市長等が前項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、
査	受注関係者に対して必要な報告を求め、又は市職員をして
	当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件等若しくは契
	約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関
	係者に質問させることができること。
11 身分証明書の携	前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を
帯及び提示	示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これ
	を提示すること。
12 是正命令	市長等は、第9項又は第10項の報告又は立入検査の結
	果、受注者又は受注関係者がこの条例の規定に違反してい
	ると認めるときは、当該受注者に対し、速やかに当該違反
	を是正するために必要な措置を講ずることを命じること。
13 是正報告	受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要
	な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正
	の措置を講じ、市長等が定める期日までに、市長等に報告
	しなければならないこと。

1 4	公契約等の解除	市長等は、受注者又は受注関係者が次の各号のいずれか
		に該当する場合は、当該公契約等を解除する(当該公契約
		等が指定管理協定であるときは、当該指定管理協定に関す
		る公の施設の管理の指定を取消し、又は期間を定めて当該
		業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。)ことができるこ
		と。
		(1) 第9項若しくは第10項の報告をせず、若しくは虚偽
		の報告をし、又は第9項若しくは第10項の規定による検
		査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して
		答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
		(2) 第12項の命令に従わないとき。
		(3) 前項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
1 5	解除の効果	前項の規定により公契約等を解除又は指定管理協定に関
		して指定を取消し若しくは業務の停止を命令(以下「解除
		等」という。)した場合において、受注者及び受注関係者に
		損害が生じても、市長等は、その損害を賠償する責任を負
		わないこと。
1 6	公表	市長等は、公契約等の解除等をしたとき、又は公契約等
		の終了後に受注者若しくは受注関係者がこの条例の規定に
		違反したことが判明したときは、別に定めるところにより
		公表すること。
1 7	損害賠償	受注者は、公契約等の解除等によって市に損害が生じた
		ときは、市長等がやむを得ない理由があると認めるときを
		除き、その損害を賠償しなければならないこと。
1 8	違約金	市長等は、受注者がこの条例の規定に違反したときは、
		違約金を徴収することができること。

(趣旨)

第1条 この規則は、多摩市公契約条例(平成23年多摩市条例第19号。以下「条例」 という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(適用する公契約等)

- 第3条 条例第5条第2号に規定する市長が別に定める請負契約は、次に掲げるものとする。
 - (1) 施設又は公園の管理運営業務
 - (2) 施設、下水道管渠等の清掃業務
 - (3) 街路樹等の維持管理業務
 - (4) 可燃物等の収集運搬業務
 - (5) 送迎バスの運行業務
 - (6) 子育て支援に関する業務
 - (7) 高齢者支援に関する業務
 - (8) 障がい者支援に関する業務
- 2 条例第5条第3号に規定する市長等が必要と認めた指定管理協定は、次に掲げる公の 施設の指定管理協定とする。

多摩市立複合文化施設 多摩市立多摩中央公園内駐車場 永山駅駐輪場 多摩センター駅東駐輪場 多摩センター駅西駐輪場 多摩市立温水プール 多摩市総合福祉センター 永山複合施設駐車場 多摩市立総合体育館 一本杉公園野球場 関戸公園野球場 諏訪南公園野球場 諏訪北公園野球場 貝取南公園野球場 一本杉公園庭球場 永山南公園庭球場 諏訪北公園庭球場 貝取北公園庭球場 愛宕東公園庭球場 一ノ宮公園庭球場 連光寺公園庭球場 多摩東公園庭球場 奈良原公園庭球場 諏訪南公園球技場 貝取南公園球技場 一ノ宮公園球技場 宝野公園球技場 和田公園球技場 大谷戸公園キャンプ練習場

(台帳の作成及び報告)

- 第4条 条例別表第5項に規定する規則等で定める記載事項は、次に掲げるものとし、多 摩市公契約条例対象工事労務台帳(第1号様式)又は多摩市公契約条例対象委託労務台 帳(第2号様式)により作成するものとする。
 - (1) 公契約等の契約番号及び件名
 - (2) 公契約等の履行場所、履行開始日及び履行期限
 - (3) 受注者等の氏名及び所在地(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)、担当者名、担当部署及び連絡先

 - (5) 賃金等の支払方法
 - (6) 公契約等に係る業務に従事した時間数
 - (7) 労務報酬下限額に、次条に規定する算定労働時間数を乗じた基準額

- 2 前項の台帳は、毎月作成しなければならない。
- 3 条例別表第5項に規定する報告の指定期日は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各 号に定めるとおりとする。
 - (1) 単年度契約(履行期間が市における1つの事業年度(4月1日から翌年3月31日まで)内の契約をいう。

	対象月	指定期日
第1回	契約日の属する月(以下「契約月」という。	契約月の翌々月の10日まで
)	
第2回	契約月の翌月から履行期間の中間日の属す	中間月の翌々月の10日まで
	る月(以下「中間月」という。)まで	
最終回	中間月の翌月から履行期間の末日の属する	期限月の翌々月の10日まで
	月(以下「期限月」という。)まで	

(2) 複数年度契約 (履行期間が市における複数の事業年度にわたる契約をいう。)

	対象月	指定期日
第1回	契約日の属する月	契約月の翌々月の10日ま
		で
第2回	前回の報告における対象月の翌月からその	報告の対象となる年度の翌
以後	月の属する年度の3月まで	年度の5月10日まで
最終回	前回の報告における対象月の翌月から期限	期限月の翌々月の10日ま
	月まで	で

(算定労働時間数)

第5条 前条第1項第7号に規定する算定労働時間数とは、労働者等が公契約

等に係る業務に従事した時間数に、次に掲げる時間数を加えた時間数をいう。この場合に おいて、合計した時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、そ

- の端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。
- (1) 1日について8時間を超えて従事した時間数に100分の25を乗じた時間
- (2) 休日に従事した時間数に100分の35を乗じた時間数
- (3) 午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した時間数に100分の25を乗じた時間数

(立入検査をする職員の証明書)

第6条 条例別表第11項に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、立入調査員証(第3号様式)とする。

(公表)

- 第7条 条例別表第16項の規定による公表は、次に掲げる事項について、公式ホームページその他適切な方法により行うものとする。
 - (1) 公契約等の件名及び締結日
 - (2) 受注者又は受注関係者(以下「受注者等」という。)の氏名及び所在地(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)
 - (3) 公契約等の解除等をした場合は、その日及び理由
 - (4) 公契約等の終了後に受注者等が条例の規定に違反したことが判明した場合は、その

違反の内容及びそれに対する措置

(審議会の会長等)

- 第8条 条例第9条第1項に規定する多摩市公契約審議会(以下「審議会」という。)に 会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、会長がこれを指名する。
- 3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

- 第9条 審議会の会議は会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。以下本条において同じ。
 -)の過半数が出席し、かつ、事業者である委員、労働者である委員及び学識経験を有する者である委員のそれぞれ1人以上並びに議事に関係のある臨時委員がいる場合はその 1人以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開する。ただし、必要があると認めるときは、審議会の議決により、公開しないことができる。

(守秘義務)

第10条 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。そ の職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、総務部総務契約課において処理をする。

(審議会の運営)

第12条 前4条に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議 会に諮って定める。

(補則)

第13条 この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年規則第25号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第12号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

	r														(a) (b)割合 当令	Į.																									
															基準額																										
															労務報報本国籍	+IX HOLL I LAX ESS																									
日															算定労働	म्यामा <i>अ</i>																									
作成日		下請件名	下請業者商号	下請業者住所	担当者名	担当者部署	連絡先(TEL)	連絡先(FAX)							休日 労働時間																										
	年 月分)														深夜労働時間	に従事した時																									
	<u>ر</u> (時間外 労働時間	公契約対象工事に従事した時間																									
	】労務台帕														総労働時間	3																									
	対象[工事]														所定労働時間																										
	多摩市公契約条例対象【工事】 労務台帳	受注者商号	代表者名	住所	担当者名	担当者部署	連絡先(TEL)	連絡先(FAX)		(a) (b) 햄머케션					労働日数																										
	多摩市1						提出期限																							支払形態											
							報告終期				?				従事業種																										
							報告始期								,,2																										
	-	番号	件名	場所	日州	期限		第1回(当初時)	(第2回・第2回以後) (中間時)	最終回(完了時)	労務報酬の対象期間	労務報酬の賃金支払日	労務報酬下限額確認		労働者氏名																										
		契約番号	契約件名	履行場所	履行開始日	履行期限			(第2屆		労務執	労務報	労務報		o N																										

第2号様式(第4条関係)

													基準額											
													労務 結構下限額	TKENI I PK BK										
													算定労働 _{陆間粉}	XX IN IN										
作成日	下請件名	下請業者商号	下請業者住所	担当者名	担当者部署	連絡先(TEL)	連絡先(FAX)						休日 労働時間											
(大 皿													深夜 労働時間	公契約対象工事に従事した時間										
) 种													時間外 労働時間	、契約対象工事[
光落小雨													総労働時間	3										
188【李訂】	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \												所定労働時間	ı										
摩市公契約条例対象[委託]	受注者商号	代表者名	住所	担当者名	担当者部署	連絡先(TEL)	連絡先(FAX)						労働日数											
多摩市公						提出期限							支払形態											
						報告終期				2			従事業種											
						報告始期																		_
				Б			第1回(当初時)	(第2回・第2回以後) (中間時)	最終回(完了時)	労務報酬の対象期間	労務報酬の賃金支払日	労務報酬下限額確認	労働者氏名											
	契約番号	契約件名	履行場所	履行開始日	履行期限		第1	(第2回・第	影響	労務報酬の	労務報酬の	労務報酬了	o N											

立入調査員証							
		第	-	号			
	所属						
	_ 氏 名						
	生年月日	年	月	<u>日</u>			
次の考け 多摩市グ	♪契約条例 <i>(</i> 平成23	2 年 タ 藤 市 冬 仮	⋒第10.	2) 则素第			

次の者は、多摩市公契約条例(平成23年多摩市条例第19号)別表第 9項及び第10項の規定による立入検査を行う者であることを証明する。

平成 年 月 日

多摩市長

9 受注者に対する報告 及び立入検査	市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件若しくは契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。
	(1) 労働者等から第7項の申し出があった場合 (2) この条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要かあると認める場合
10 受注関係者に対す る報告及び立入検査	受注者は、受注者と受注関係者との間の契約において、市長等が前項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、受注関係者に対して必要な報告を求め、又は市職員をして当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件等若しくは契約条件がわかる書類その代の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。
1 1 身分証明書の携帯 及び提示	前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示すること。

公契約約款(工事)

(受注者の連帯責任)

第1条 受注者は、受注関係者が多摩市公契約条例(平成23年多摩市条例第19号。以下「条例」という。)第2条第5号に規定する労働者等(以下「労働者等」という。)に対して支払った賃金等の額が条例第7条第1項第2号に規定する労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者が当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。

(台帳の整備等)

- 第2条 受注者は、条例別表第5項に規定する事項を記載した台帳(以下「台帳」という。)を作成し、作業所等 に備えなければならない。
- 2 受注者は、台帳の記載事項について、市長等が指定する期日までに市長等に提出しなければならない。

(労働者等への周知)

- 第3条 受注者は、次に掲げる事項を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示又は書面を交付することによって労働者等に周知しなければならない。
 - (1) 労働者等の範囲

 - (3) 賃金の支払いについて受注者に連帯責任があること
 - (4) 労働基準法に規定する所定労働時間及び休日
 - (5) 条例別表第7項の申し出をする場合の連絡先
 - (6) 労働者等が条例別表第7項の申し出をしたことを理由として、当該労働者等に対し、 解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと。

(報告及び立入検査)

- 第4条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者又は受注関係者に対して必要な報告を求め、 又はその職員に、当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件又は契約条件がわかる書類その他の物件を検査 させ、若しくは関係者に質問させることができる。
 - (1) 労働者等から条例別表第7項の申し出があった場合
 - (2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合

(是正措置)

- 第5条 市長等は、前条の報告又は立入検査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講じ、市長等が定める期日までに、報告しなければならない。

(公契約等の解除)

第6条 市長等は、受注者又は受注関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができ

る。

- (1) 第5条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、 妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (2) 前条第1項の命令に従わないとき。
- (3) 前条第2項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 2 前項の規定により、契約を解除した場合において、受注者又は受注関係者に損害が生じても、市長等はその 損害を賠償する責任は負わない。

(公表)

第7条 市長等は、前条の取消したとき、又は公契約等の終了後に受注者又は受注関係者が条例の規定に違反したことが判明したときは、インターネットの利用その他適切な方法により公表をする。

(損害賠償)

第8条 受注者は、公契約の解除等によって市に損害が生じたときは、市長等がやむを得ない理由があると認めるときを除き、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第9条 市長等は、受注者がこの条例に違反したときは、違約金を徴収することができる

公契約約款 (委託)

(受注者の継続雇用)

第1条 受注者は、継続性のある業務に関する公契約等を締結する場合は、当該業務に従事する労働者の雇用の 安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約等の締結前から当該業務に従事してい た労働者のうち希望する者を、特段の事情がない限り雇用するように努めること。

(受注者の連帯責任)

第2条 受注者は、受注関係者が多摩市公契約条例(平成23年多摩市条例第19号。以下「条例」という。)第2条第5号に規定する労働者等(以下「労働者等」という。)に対して支払った賃金等の額が条例第7条第1項第2号に規定する労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者が当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。

(台帳の整備等)

- 第3条 受注者は、条例別表第5項に規定する事項を記載した台帳(以下「台帳」という。)を作成し、作業所等 に備えなければならない。
- 2 受注者は、台帳の記載事項について、市長等が指定する期日までに市長等に提出しなければならない。

(労働者等への周知)

- 第4条 受注者は、次に掲げる事項を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示又は書面を交付することによって労働者等に周知しなければならない。
 - (1) 労働者等の範囲

 - (3) 賃金の支払いについて受注者に連帯責任があること
 - (4) 労働基準法に規定する所定労働時間及び休日
 - (5) 条例別表第7項の申し出をする場合の連絡先
 - (6) 労働者等が条例別表第7項の申し出をしたことを理由として、当該労働者等に対し、 解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと。

(報告及び立入検査)

- 第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者又は受注関係者に対して必要な報告を求め、 又はその職員に、当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件又は契約条件がわかる書類その他の物件を検査 させ、若しくは関係者に質問させることができる。
 - (1) 労働者等から条例別表第7項の申し出があった場合
 - (2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合

(是正措置)

第6条 市長等は、前条の報告又は立入検査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じなければならない。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講じ、市長等が定める期日までに、報告しなければならない。

(公契約等の解除)

- 第7条 市長等は、受注者又は受注関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。
 - (1) 第5条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、 妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
 - (2) 前条第1項の命令に従わないとき。
 - (3) 前条第2項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 2 前項の規定により、契約を解除した場合において、受注者又は受注関係者に損害が生じても、市長等はその 損害を賠償する責任は負わない。

(公表)

第8条 市長等は、前条の取消したとき、又は公契約等の終了後に受注者又は受注関係者が条例の規定に違反したことが判明したときは、インターネットの利用その他適切な方法により公表をする。

(損害賠償)

第9条 受注者は、公契約の解除等によって市に損害が生じたときは、市長等がやむを得ない理由があると認めるときを除き、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第 10 条 市長等は、受注者がこの条例に違反したときは、違約金を徴収することができる

(受注者の継続雇用)

第1条 指定管理者(以下「受注者」という。)は、継続性のある業務に関する公契約等を締結する場合は、当該 業務に従事する労働者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約等の締 結前から当該業務に従事していた労働者のうち希望する者を、特段の事情がない限り雇用するように努めるこ と。

(受注者の連帯責任)

第2条 受注者は、受注関係者が多摩市公契約条例(平成23年多摩市条例第19号。以下「条例」という。)第2条第5号に規定する労働者等(以下「労働者等」という。)に対して支払った賃金等の額が条例第7条第1項第2号に規定する労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者が当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。

(台帳の整備等)

- 第3条 受注者は、条例別表第5項に規定する事項を記載した台帳(以下「台帳」という。)を作成し、作業所等 に備えなければならない。
- 2 受注者は、台帳の記載事項について、市長等が指定する期日までに市長等に提出しなければならない。

(労働者等への周知)

- 第4条 受注者は、次に掲げる事項を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示又は書面を交付することによって労働者等に周知しなければならない。
 - (1) 労働者等の範囲

 - (3) 賃金の支払いについて受注者に連帯責任があること
 - (4) 労働基準法に規定する所定労働時間及び休日
 - (5) 条例別表第7項の申し出をする場合の連絡先
 - (6) 労働者等が条例別表第7項の申し出をしたことを理由として、当該労働者等に対し、 解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと。

(報告及び立入検査)

- 第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者又は受注関係者に対して必要な報告を求め、 又はその職員に、当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件又は契約条件がわかる書類その他の物件を検査 させ、若しくは関係者に質問させることができる。
 - (1) 労働者等から条例別表第7項の申し出があった場合
 - (2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合

(是正措置)

第6条 市長等は、前条の報告又は立入検査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じなければな

らない。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講じ、市長等が定める期日までに、報告しなければならない。

(公契約等の取消し)

- 第7条 市長等は、受注者又は受注関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定管理協定に関して指定 を取消すことができる。
 - (1) 第5条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
 - (2) 前条第1項の命令に従わないとき。
 - (3) 前条第2項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 2 前項の規定により、指定管理協定に関して指定を取消した場合において、受注者又は受注関係者に損害が生じても、市長等はその損害を賠償する責任は負わない。

(公表)

第8条 市長等は、前条の取消したとき、又は公契約等の終了後に受注者又は受注関係者が条例の規定に違反したことが判明したときは、インターネットの利用その他適切な方法により公表をする。

(損害賠償)

第9条 受注者は、公契約の解除等によって市に損害が生じたときは、市長等がやむを得ない理由があると認めるときを除き、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第10条 市長等は、受注者がこの条例に違反したときは、違約金を徴収することができる。

多摩市指名業者指名停止基準

(昭和59年6月13日)

改正 平成6年2月1日

改正 平成14年4月1日

改正 平成22年4月1日

改正 平成24年4月1日

改正 平成25年7月1日

改正 平成29年12月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、多摩市が発注する工事の請負、業務委託、物品供給その他の契約に係る業者選定に関し、 指名の公正と契約の適正な履行を確保するため、多摩市契約事務規則(昭和39年多摩市規則第10号)第32条 において準用する同規則第4条及び第5条の規定により指名競争入札に参加する資格を有する者(以下「有資 格業者」という。)を一定の期間指名の対象から除外する措置(以下「指名停止」という。)について必要な事 項を定める。

(指名停止)

- 第2条 多摩市長(以下「市長」という。)は、有資格業者が別表に掲げる指名停止要件のいずれかに該当するときは、指名停止を行うものとする。ただし、同表に掲げる指名停止要件以外の事由により指名停止を行う必要があると認めるときは、多摩市指名業者選定委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴いて、指名停止を行うことができる。
- 2 市長は、指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者を競争入札に参加させてはならない。
- 3 市長は、指名停止を行った有資格業者を競争入札において現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。ただし、当該有資格業者から入札辞退の申出があったときは、この限りでない。

(適用)

- 第3条 この基準の適用及び認定は、委員会で決定する。
- 2 情状酌量すべき特別な事情があるときは、指名停止期間の短期の2分の1まで停止期間を短縮することができる。また、極めて悪質なものについては、長期の2倍まで延長することができる。
- 3 指名停止に該当しない場合で、この基準に相応すると判断したときは、書面をもって警告・注意することができる。
- 4 共同企業体の構成員については、明らかに責任がない場合は適用しない。 (通知)
- 第4条 指名停止を決定した場合は、遅滞なく公示する。なお、多摩市に直接係わるもの等については、指名停止を行った有資格業者に通知し、改善措置の報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第5条 市長は、指名停止を行った有資格業者(契約締結前(議会の議決に付さなければならない契約にあって

は、議会の議決前)に指名停止を行った場合における落札決定者を含む。)を契約の相手方としてはならない。

2 市長は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由が あり、あらかじめ委員会にて審議のうえ市長の承認を受けたときは、この限りではない。

(指名停止の特例)

第6条 指名停止期間中の有資格業者であっても、契約の種類、履行場所等からみて、委員会にて審議のうえ必要があると認めるときは、当該契約について指名を行うことができる。

(その他)

- 第7条 この基準によりがたいときは、その都度委員会で定めることができる。
- 2 この基準を工事以外の請負契約の有資格業者に適用させる場合は、別表 1 · 2 中「工事」を「業務委託・物 品供給・その他の委託」に、「施工」を「履行」に読み替えるものとする。

附則

この基準は、昭和59年6月13日から適用し、指名停止を行うべき事由が同日前に生じたものについては、 なお従前の例による。

附則

この基準は、昭和59年6月13日から施行し、指名停止を行うべき事由が同日前に生じたものについては、 なお従前の例による。

附則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この基準は、平成29年12月1日から施行する。

別表(第2条、第7条関係)

1 多摩市内において生じた事故等に基づく停止基準

指 名 停 止 要 件	期間
(過失による粗雑工事)	
1 多摩市と契約した請負契約に係る工事(以下「市発注工	認定した日から
事」という。)の施工にあたり、過失により工事を粗雑にし	1ヶ月以上6ヶ月以内
た場合において、かしが重大であると認められるとき。	
2 多摩市内における工事で前号に掲げるもの以外のもの	
(以下「一般工事」という。) の施工にあたり、過失により	認定した日から
工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認め	1ヶ月以上3ヶ月以内
られるとき。	

(契約違反)	
3 第1号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工にあたり	認定した日から
契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であ	2週間以上4ヶ月以内
ると認められるとき。	
(公衆損害事故)	
4 市発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切で	認定した日から
あったため公衆に死亡者・負傷者を生じさせ、損害を与えた	1ヶ月以上6ヶ月以内
と認められるとき。	
5 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であ	初空した日本と
ったため公衆に死亡者・負傷者を生じさせ、損害を与えた場	認定した日から
合、当該事故が重大であると認められるとき。	1ヶ月以上3ヶ月以内
(工事関係者事故)	
6 市発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切で	認定した日から
あったため工事関係者に死亡者・負傷者を生じさせたと認	2週間以上4ヶ月以内
められるとき。	
7 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であ	認定した日から
ったため工事関係者に死亡者・負傷者を生じさせた場合に	記述した日から 2週間以上2ヶ月以内
おいて、当該事故が重大であると認められるとき。	乙週间以上 2 9 月以内
(公契約条例違反)	
8 多摩市公契約条例対象工事及び多摩市公契約条例対象委	認定した日から
託について、多摩市公契約条例の目的及びこれに係る契約	2ヶ月以上9ヶ月以内
事項に違反したとき。	
(係争等)	
9 多摩市が発注する契約の履行に関する裁判が係争中の場	訴えを提起した日又は提
台	起されたことを知った日
	から、判決が確定するま
	で
10 前号の裁判において市が勝訴した場合	裁判の結果、市が勝訴し、
	その判決内容が履行され
	るまで

2 贈賄及び不正行為に基づく停止基準

指 名 停 止 要 件	期間
(贈賄)	逮捕を知った日から公訴
1 有資格者である個人・役員又はその使用人が多摩市の職	の提起又は公訴をしない
員に対して行なった贈賄の容疑により逮捕されたとき。	処分が行なわれたことを
	知った日まで
2 次のイ・ロ・ハに掲げる者が、多摩市の職員に対して行な	公訴を知った日から
った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。	6ヶ月以上24ヶ月以内

イ 有資格者である個人又は法人の代表権を有する役員	
(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含	
む以下「代表役員等」という。	
ロ 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所等(常時	
工事の請負契約を締結する事務所をいう。) を代表する者	1 ~ 目 N 上 1 Q ~ 目 N 内
で、イに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という	4ヶ月以上18ヶ月以内
ハ 有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの(以下「使	2ヶ月以上12ヶ月以内
用人」という。)	29月以上129月以內
3 次のイ・ロ・ハに掲げる者が、多摩市内の国及び公共団体	逮捕又は公訴を知った日
の職員に対して行なった贈賄の容疑により逮捕され又は逮	逐冊又は公訴を知った日 から
捕を経ないで公訴を提起されたとき。	^^-6 4ヶ月以上12ヶ月以内
イ 代表役員等	4 7 月以上1 2 7 月以刊
口 一般役員等	2ヶ月以上8ヶ月以内
ハ 使用人	2ヶ月以上6ヶ月以内
4 次のイ・ロ・ハに掲げる者が、多摩市外の国及び公共団体	事様 フルム彩 た畑 ・モロ
の職員に対して行なった贈賄容疑により逮捕され又は逮捕	逮捕又は公訴を知った日
を経ないで公訴を提起されたとき。	から
イ 代表役員等	6ヶ月以上10ヶ月以内
口 一般役員等	4ヶ月以上8ヶ月以内
ハ 使用人	4ヶ月以上6ヶ月以内
(虚偽記載)	
5 多摩市が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争	
入札において、当該入札に係る競争入札参加資格確認申請	当該認定をした日から
書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料	1ヶ月以上6ヶ月以内
に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認	
められる場合	
(談合)	
6 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使	逮捕又は公訴を知った日
用人が談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで起訴	から
された場合	3ヶ月以上12ヶ月以内
イ 多摩市発注の契約に関するもの	
ロ 多摩市発注の契約を除く関東地方におけるもの	2ヶ月以上12ヶ月以内
ハ ロの区域以外のもの	1ヶ月以上6ヶ月以内
(独占禁止法違反行為)	
7 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和	
22年法律第54号)」に違反し契約の相手方として不適当	当該認定をした日から
であると認めるもの	3ヶ月以上12ヶ月以内
イ 多摩市発注の契約に関するもの	

ロ 多摩市発注の契約を除く関東地方におけるもの	2ヶ月以上12ヶ月以内
ハ 口の区域以外のもの	1ヶ月以上6ヶ月以内
(不正・不誠実な行為)	
8 1の項及び前各号に掲げるほか、業務に関し不正又は不	当該認定をした日から
誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認め	2ヶ月以上18ヶ月以内
られる場合	
9 1の項及び前各号に掲げるほか、代表役員等が禁固以上	
の刑に当る犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以	火誌初学なりも日本と
上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定によ	当該認定をした日から
る罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると	2ヶ月以上18ヶ月以内
認められるとき	